

令和4年

# 三好市教育委員会3月定例会

日時 令和4年3月22日(火)午後2時  
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと  
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

# 令和4年三好市教育委員会3月定例会次第

## 1 開会

## 2 報告

## 3 承認

令和4年三好市教育委員会2月定例会会議録の承認について

## 4 議案

第9号 三好市教育委員会教育長交際費の支出基準に関する要綱の一部を改正する告示について

第10号 三好市立池田中学校スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則について

第11号 三好市立幼稚園・小・中学校職員の私有車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令について

第12号 三好市公民館地区館及び公民館分館運営規則の一部を改正する規則について

第13号 三好市教育委員会表彰について

第14号 三好市文化財保護審議会委員の委嘱について

第15号 三好市スポーツ推進委員の委嘱について

## 5 その他

# 行 事 一 覧 表

令和4年2月23日 ～ 令和4年3月21日

行 事 名	開 催 月 日	場 所	備 考
2月定例議会開会	2/25(金)	本庁	
庁議	2/28(月)	〃	
議会(一般質問)	3/4(金)・7(月)	〃	
議会(一般質問・議案質疑)	3/8(火)	〃	
教職員人事異動内申確認	〃	教育委員会室	
臨時教育委員会	〃	〃	
議会(文教厚生委員会)	3/10(木)	本庁	
教職員人事異動調印	〃	教育長室	
中学校卒業式	3/11(金)	各中学校	(来賓なし)
小中校長会	〃	教育センター	
幼稚園卒園式・小学校卒業式	3/16(水)・17(木)	各幼稚園・小学校	(来賓なし)
議会(閉会)	3/18(金)	本庁	
吾橋小学校休校式	3/20(日)	吾橋小学校	

## 【行事予定】

県・市町村教委教育行政連絡協議会	4/5(火)	10:00	総合教育センター
三好市議会議員選挙投票日	4/10(日)		
入園式・小中入学式(来賓なし)	4/11(月)	9:00～	各幼・小中学校
臨時教育委員会	4/1(金)		教育委員会室
定例教育委員会	4/26(火)	14:00	教育委員会室

議案第9号

三好市教育委員会教育長交際費の支出基準に関する要綱の一部を改正する告示について

三好市教育委員会教育長交際費の支出基準に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月22日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市教育委員会教育長交際費の支出基準に関する要綱の一部を改正する告示  
 三好市教育委員会教育長交際費の支出基準に関する要綱（平成26年三好市教育委員会告示第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、教育行政の円滑な執行を図るため、<u>教育長が、教育委員会又は外部の団体又は個人との交際に要する経費の支出基準を定めるものとする。</u></p> <p>(支出先)</p> <p>第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>三好市教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの</u></p> <p>(2) <u>三好市教育の振興に功績があったもの</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(<u>支出区分・範囲</u>)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、教育行政の円滑な執行を図るため、<u>三好市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u>が、<u>教育委員会を代表して行う交際に要する経費(以下「交際費」という。)</u>の支出基準に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(支出先)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) 教育委員会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの</p> <p>(2) 教育の振興に功績があったもの</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(<u>支出区分等</u>)</p>

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる事項について支出することができるものとする。

- (1) 御祝・御敏 記念行事や祝賀会等へのお祝い・お歓びに係る経費
- (2) 激励金 全国大会出場者等への激励に係る経費
- (3) 見舞い 病气・災害・事故等への見舞いに係る経費
- (4) 香典 葬儀等における香典に係る経費
- (5) 供物 葬儀等における花環等に係る経費
- (6) 会費 行事等の出席に要する経費(案内書に記載の額)
- (7) 寸志 会費が示されない飲食を伴う会合等に係る経費
- (8) 協賛金 各種大会、団体等で公益性のあるものへの協賛に係る経費

教育委員会として同一行事に対する重複した支出は行わない。

- (9) 接遇費 教育長が自ら主催する接遇に係る必要経費

人数の制限などにより経費の節減を図り、必要最小限にとどめる

(支出限度額)

第4条 前条各号に規定する支出区分に応じた支出限度額及び対象者は、別に定める。

(代理出席)

第3条 (略)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

(8) 協賛金 各種大会、団体等で公益性のあるものへの協賛に係る経費。この場合において、同一行事に対する重複した支出は行わない。

- (9) 接遇費 教育委員会が自ら主催する接遇に係る必要経費。人数の制限などにより経費の節減を図り、必要最小限にとどめなければならない。

(支出限度額)

第4条 (略)

(代理出席)

第6条 教育長が出席できない行事等において、教育委員・関係課長等が代理出席をする場合、同様に交際費を支出することができる。

(改正)

第7条 この基準については、社会経済状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

第6条 教育長が出席できない行事等において、教育委員・教育次長・関係課長等が代理出席をする場合、同様に交際費を支出することができる。

(改正)

第7条 第3条及び第4条に規定する支出区分及び支出限度額は、社会経済状況の変化に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

議案第10号

三好市立池田中学校スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則について

三好市立池田中学校スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月22日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立池田中学校スクールバスの運行管理に関する規則の一部を改正する規則

三好市立池田中学校スクールバスの運行管理に関する規則（平成21年三好市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(運行区域及び利用対象)</p> <p>第3条 スクールバスの運行区域は原則として次の各号の地区とし、その利用対象者はそれぞれ当該各号に掲げる地区に居住する生徒とする。</p> <p>(1) 白地地区（下校便については、川崎及び出合を含む。）</p> <p>(2) 中西地区（下校便については、漆川を含む。）</p> <p>(スクールバスの運行及び管理)</p> <p>第4条 スクールバスの運行は、原則としてあらかじめ学校長と協議し、<u>三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が指定した場所(以下「指定場所」という。)<u>と池田中学校間を往復するものとする。ただし、復路便については四国交通バスを利用できる時間帯にあってはそれを利用し、四国交通バス運行時間以降復路便が必要な</u></p>	<p>(運行区域及び利用対象)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(スクールバスの運行及び管理)</p> <p>第4条 <u>スクールバスの運行は、原則としてあらかじめ池田中学校校長(以下「校長」という。)</u>と協議し、<u>三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が指定した場所(以下「指定場所」という。)<u>と池田中学校の間を往復するものとする。この場合において、復路便については四国交通バスを利用できる時間帯にあってはそれを</u></p>

場合はスクールバスを運行するものとする。その場合は、登校時四  
国交通を利用する生徒をスクールバス利用対象者とすものとし  
る。また、天候その他の道路事情によりスクールバスの運行が困難  
な場合において、運行中止の連絡は、条例第5条の規定によりスク  
ールバスの運行及び管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)  
において、学校長及び教育委員会へ連絡するものとする。

利用させ、四国交通バスの運行時間以降に復路便が必要な場合はス  
クールバスを運行し利用させるものとする。

- 2 前項後段に規定する四国交通バスの運行時間以降に復路便が必要  
な場合に運行するスクールバスの利用の対象は、登校時にスクール  
バスを利用し、又は三好市の補助を受け四国交通バスを利用して登  
校している生徒に限るものとする。
- 3 天候その他道路事情等の都合により、スクールバスの運行が困難  
な場合における運行中止の連絡は、条例第4条の規定によりスクー  
ールバスの運行及び管理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)  
において、校長及び教育委員会へ連絡するものとする。

(校区外通学生の利用)

第4条の2 第3条及び前条第2項の規定にかかわらず、三好市立小学校  
及び中学校への就学予定者の学校指定に関する規則(平成18年三好  
市教育委員会規則第14号)第4条の規定により学校指定の変更が認  
められ池田中学校に通学することとなった生徒(以下この条におい  
て「校区外通学生」という。)が、前条第1項に規定する四国交通バ  
スの運行時間以降に復路便が必要な場合に運行するスクールバス  
及び第6条に規定する臨時便のうち復路便のスクールバス(以下こ  
の条において「特別便」という。)に乗車を希望する場合は、校区  
外通学生の特別便への乗車を認めるものとする。ただし、乗車人数  
が既に定員を満たし座席に余裕が無い場合は、これを認めることは



できない。

- 2 特別便の利用を希望する校区外通学生の保護者は、あらかじめ校長にその利用について相談をするものとする。
- 3 校長は、前項の相談があった場合、特別便の利用の状況、乗車を希望する校区外通学生の人数等を考慮し、希望する全ての校区外通学生が恒常的に特別便に乗車することが可能であると判断した場合は、これを認めるものとする。
- 4 校長は、校区外通学生の特別便への乗車を認めた場合、教育委員会にその旨を連絡をするものとする。

(運行日)

第5条 (略)

(運行時間)

第6条 (略)

(その他)

第11条 この規則に定めのない事項については、必要に応じて教育委員会が学校及び受託者と協議して定める。

(運行日)

第5条 スクールバスの運行は、中学校の生徒が教育課程に基づき実施する授業等のため登校する日に限るものとし、土曜、日曜、祝祭日及び休校日には運行しないものとする。ただし、これらの期間に行われる学校行事及びクラブ活動に参加する場合は除く。

(運行時間)

第6条 登校時のスクールバス運行時間については、池田中学校に7時50分ごろまでに到着するよう、指定場所を出発するものとする。また、冬季下校時及び土曜、日曜、祝祭日、休校日の運行については臨時便として対応するものとする。

(その他)

第11条 この規則に定めのない事項については、教育委員会が市長と協議して決定する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第111号

三好市立幼稚園・小・中学校職員の私有車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令について  
三好市立幼稚園・小・中学校職員の私有車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令のように定める。

令和4年3月22日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市立幼稚園・小・中学校職員の私有車の公務使用に関する要綱の一部を改正する訓令

三好市立幼稚園・小・中学校職員の私有車の公務使用に関する要綱(平成18年三好市教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第1号(第4条 第7条関係) (略)	様式第1号(第4条 第7条関係) (略)
様式第2号(第16条関係) (略)	様式第2号(第16条関係) (略)

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

私有車運転登録申請書  
 登録事項変更届

年 月 日

学校長 園長

様

申請者 職名  
氏名

下記のとおり申請します。

車 両	車両番号	種別	車 名	年 式	使用者の氏名と続柄 ( )
運 転 免 許 証	免許種類	免許番号	免許取得年月日	有効期限	
責 任 保 険 ( 共 済 保 険 )	番 号	会社(組合)名	保険(共済)期間		
対 人 対 物 責 任 等 の 任 意 保 険	種 類	会 社 名	保 険 期 間		
	対人保険 賠償額	対物保険 賠償額	搭乗者保険 賠償額	無保険車傷害保険 賠償額	
運 転 経 験 及 び 過 去 2 年 以 内 の 道 路 交 通 法 違 反 関 係 の 有 無	運転免許取得後の運転 経験年数	道路交通法違反の事実 を理由とする懲戒処分	道路交通法第6章第6節の 規定による免許の取消し、 停止等	道路交通法第8章の規定 による刑罰	
	年 月	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
登録変更年月日及び変更内容					
児 童 生 徒 の 同 乗	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	記載内容変更後の児童生徒の同乗		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可	
登録年月日及び登録者	年 月 日 登録者(所属長名)				
登録取り消し年月日 及 び 取 消 者	年 月 日 取消者(所属長名)				
取消の根拠となる 交通違反等の記録					
予 備 欄					

- 注 1 太枠線の事項は申請者において記載してください。  
 2 申請者は運転免許証、責任保険契約書及び任意保険契約書を所属長に提示してください。  
 3 記載事項に変更が生じたときは、直ちに所属長に届け出て、変更年月日及び変更内容を記入してください。運転免許証・責任保険・任意保険に変更があった場合は点線下部に記入してください。ただし、車両変更時は新たに提出してください。  
 4 この申請書は、登録後は、登録台帳として各所属において保管してください。

様式第2号(第16条関係)

私有車運転者登録名簿

年 月 日

徳島県教育委員会教育長 様  
三好市教育委員会教育長 様

三好市立 学校長

登録番号	職名	氏名	車両番号	児童生徒 の同乗	備考

※ 同乗登録においては、運転経験3年以上の者とする。

議案第 1 2 号

三好市公民館地区館及び公民館分館運営規則の一部を改正する規則について

三好市公民館地区館及び公民館分館運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市公民館地区館及び公民館分館運営規則の一部を改正する規則  
三好市公民館地区館及び公民館分館運営規則（平成 1 8 年三好市教育委員会規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第2条 地区館及び分館に主事その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 職員は、<u>教育長の推薦により三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が任命し、その任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>3 前項の規定による館長の任命に関しては、<u>教育委員会は、あらかじめ次条に規定する地区館及び分館の運営審議会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>4 館長は、主事をして当該地区館又は分館の行う各種事業の企画実施その他必要な事務を行う。</p> <p>5 館長は、毎年事業計画並びに経費の状況及びその実施結果を教育</p>	<p>(職員)</p> <p>第2条 地区館及び分館に<u>館長及び主事</u>その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

<p>委員会に報告しなければならない。</p> <p>6 主事は、館長の命を受け、当該地区館又は分館の処務及び事業の実施に当たる。</p> <p>7 館長は、任期満了後も後任者に引き継ぐまで当該地区館又は分館の運営に当たるものとする。</p> <p>(審議会)</p> <p>第3条 地区館及び分館に運営審議会を置くことができる。</p> <p>2 運営審議会は、地区館又は分館の行う各種事業の企画その他重要事項について審議する。</p> <p>3 運営審議会委員は、次に掲げる者のうちから館長が委嘱する。</p> <p>(1) 地区館又は分館区域内の学校長</p> <p>(2) 地区館又は分館区域内の各種団体機関で公民館の目的達成に協力する代表者</p> <p>(3) 地区館又は分館区域内の自治会長及び学識経験者</p> <p>4 運営審議会の細則は、地区館又は分館で定める。</p>	<p>4 (略)</p> <p>(審議会)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第13号

三好市教育委員会表彰について

三好市教育委員会表彰規則第7条第3号の規定に該当する下記の者に対し、感謝状を授与したいので、第9条の規定により決定を求める。

令和4年3月22日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

記

(三好市教育委員会表彰規則第7条第3号該当)  
徳島県三好市池田町シンマチ1361番地3  
こうえきしゃだんほうじんいけだほうじんかい いけじり ひであき  
公益社団法人 池田法人会 会長 池尻 英昭  
昭和56年5月(社団法人化)

## 事 績 調 書

- 1 表 彰 区 分 三好市教育委員会表彰規則第7条第3号
- 2 氏 名  
（団体の場合は  
名称及び代表  
者氏名）  
こうえきしゃだんほうじん いけだほうじんかい  
公益社団法人 池田法人会  
会長 池尻 英昭
- 3 生 年 月 日  
（団体の場合は  
設立年月日）  
明・大・昭・平 56年5月(社団法人化)
- 4 性 別 男・女
- 5 住 所  
（団体の場合は  
所在地）  
徳島県三好市池田町シンマチ1361番地3
- 6 職 業
- 7 略 歴  
日頃の活動  
 税知識の普及、納税意識の高揚、税制及び税務に関する調査研究等の事業  
 地域企業の健全な発展に資する事業  
 地域社会貢献事業

## 8 事 績 内 容

令和2年9月から10月にかけて、令和3年4月から5月にかけて、三好市内の小中学校の児童生徒全員及び教職員全員にアルコール手指消毒液の寄附を受けた。

寄附内容

令和2年 三好市・三好郡の小中学校及び池田高等学校 「個々に携帯用ボトル(50cc)4,060本」及び「補充用のアルコール(500cc)82本」。

令和3年 令和2年と同様。三好市分は児童生徒1,300人、教職員287人。



議案第14号

三好市文化財保護審議会委員の委嘱について

三好市文化財保護審議会委員に委嘱したいので、三好市文化財保護条例第7条の規定により承認を求める。

令和4年3月22日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

- 1 委員名 別紙のとおり
- 2 委嘱期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

令和2年4月1日付けで委嘱した三好市文化財保護審議会委員の任期が、令和4年3月31日に満了するため

## 三好市文化財保護審議会委員名簿（案）

任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日（2年）

No.	氏 名	ふりがな	〒	住 所
1	小笠原 賢	おがさわら けん		
2	藤本 一夫	ふじもと かずお		
3	藤丸 正春	ふじまる まさはる		
4	山下 武久	やました たけひさ		
5	大岩 義雄	おおいわ よしお		
6	佐藤 久夫	さとう ひさお		
7	下川 清	しもかわ きよし		
8	細田 義秋	ほそだ よしあき		
9	橋本 美保	きつもと みほ		
10	梅本 定久	うめもと さだひさ		
11	堀尾 芳清	ほりお よしきよ		
12	吉田 和男	よしだ かずお		
13	木村 茂	きむら しげる		
14	杉平 美和	すぎひら よしかず		

# ○三好市文化財保護条例（抜粋）

平成18年3月1日

条例第107号

第1条～第3条 （省略）

## 第2章 文化財保護審議会

（設置）

第4条 教育委員会に三好市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第5条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

（組織）

第6条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第7条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

第8条 委員の任期は、2年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、退任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（会長等）

第9条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第10条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第11条 審議会に、教育委員会規則の定めるところにより、部会を置くことができる。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、教育委員会において処理する。

第13条～ (以下省略)

# ○三好市文化財保護条例施行規則（抜粋）

平成18年3月1日  
教育委員会規則第38号

## 第1条 （省略）

### 第2章 三好市文化財保護審議会

#### （部会の設置）

第2条 三好市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に、条例第11条の規定に基づき、次の各号に掲げる部会(以下「部会」という。)を置くことができ、各部会の分掌事項は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第1部会 有形文化財に関する事項
- (2) 第2部会 無形文化財及び民俗文化財に関する事項
- (3) 第3部会 記念物及び埋蔵文化財に関する事項

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 会長は、前項の指名に当たっては、委員が前項に掲げる部会の1以上に所属するようにしなければならない。

#### （部会長）

第3条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

2 部会長は、部会の会務を掌理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者が、その職務を代理する。

#### （議事の手続）

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

#### （審議会への報告）

第5条 部会が調査審議した事項は、その結果を審議会に報告しなければならない。

#### （審議会に必要な事項）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会の承認を得て定める。

#### （指定申請）

第7条～ （以下省略）

議案第15号

三好市スポーツ推進委員の委嘱について

三好市スポーツ推進委員を次のとおり委嘱する。

令和4年3月22日提出

三好市教育委員会  
教育長 竹内 明裕

- 1 委員名 別紙のとおり
- 2 委嘱期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

令和2年4月1日付で委嘱した三好市スポーツ推進委員の任期が令和4年3月31日に満了するため

令和4年度 三好市スポーツ推進委員名簿(案)

任期:令和4年4月1日～令和6年3月31日

No	氏名	住所
1	伊丹 健吾	
2	續 郁夫	
3	東條 久代	
4	吉村 政昭	
5	山本 晴良	
6	岡 千賀子	
7	大西 一吉	
8	佐藤 良史	
9	山下 博正	
10	金山 努	
11	藤山 澄子	
12	田口 勇作	
13	水川 恵里	
14	大平 司	
15	梶元 幸男	
16	二宮 謙二	
17	高井 俊治	
18	古畠 未来	

○三好市スポーツ推進委員に関する規則

平成18年3月1日

教育委員会規則第34号

改正 平成24年3月13日教委規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員の職務その他スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ関係団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第3条 スポーツ推進委員の定数は、30人以内とする。

(任期)

第4条 スポーツ推進委員の任期は、2年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、前項の規定にかかわらず特別の事由があるときは、同項の期間中においてもスポーツ推進委員を解嘱することができる。

3 スポーツ推進委員は、再任することができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。



- 2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例並びに教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成24年3月13日教委規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。